

関係省の2024年度(令和6年度)税制改正要望

経済産業省

中長期的な視点に立った
「自動車関係諸税のあり方」検討

国土交通省

2024年問題の対応やバリアフリー車両の
特例措置の拡充・延長など

環境省

引き続き「税制全体のグリーン化」求める

2024年度(令和6年度)予算概算要求に伴う関係3省の税制改正要望が出揃いました。

経済産業省では、昨年12月に取りまとめられた与党税制改正大綱を踏まえ、自動車関係諸税について「公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」としています。短期・中期的には、環境性能の良い車への買替え促進や、取得時の負担の軽減による電動車の普及促進などに取り組みながら、国内市場活性化やカーボンニュートラル実現を図っていき、長期的な目標である「新たなモビリティ社会の姿を踏まえた抜本的見直し」につなげていくことにしています。

国土交通省も同様に、大綱を踏まえ「自動車関係諸税の課税のあり方の検討」を行うほか、いわゆる「物流の2024年問題」に対応するため、「物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置」などを要望。また、「ノンステップバスやUDタクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の延長に加え、今回は対象の拡充も要望しています。

環境省では引き続き「税制全体のグリーン化の推進」を掲げ、「揮発油税等について、グリーン化の観点から『当分の間税率』を維持する」としています。

関係省の2024年度税制改正要望(自動車関係項目の抜粋)は次の通り。

■経済産業省

◇自動車関係諸税のあり方の検討

(自動車重量税、自動車税、軽自動車税)

自動車関係諸税について、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の

発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

〈検討の方向性〉

令和5年度税制大綱を踏まえ、下記のような論点について、骨太な検討を引き続き進める。

【短期・中期】

◎市場の活性化、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速

自動車業界の世界的な競争の激化に対峙する中、カーボンニュートラル実現に加え、新たなモビリティ社会の早期実現に向けた国内市場の活性化策を早期に検討

- ▶カーボンニュートラル実現に向けた取組の促進や国内市場の活性化のため、環境性能の良い車への買替え促進
- ▶取得時の負担の軽減：電動車の普及を促進するとともに、国内市場を活性化
- ▶保有課税全体の環境性能化：車両の低炭素化の技術進화를促すとともに、新陳代謝による国内市場の活性化

【長期】

◎「新たなモビリティ社会」の姿を踏まえた見直し
新たなモビリティ社会の姿を踏まえた抜本的見直しとして、受益と負担の関係も含め、課税のあり方の見直しを検討

- ▶「新たな社会」における変化の具体化(保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた受益者の広がり、GX/DX技術の普及状況等)
- ▶これを踏まえた課税体系の抜本見直し(受益の広がりを踏まえた課税体系の見直し等)

■国土交通省

◇物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置

【事項要望】

物流分野の「2024年問題」等の社会情勢の急激な変化に的確に対応できるよう、サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす倉庫が物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る特例措置に係る所要の措置を講ずる。

◇ノンステップバスやUDタクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長

〔自動車重量税・自動車税（環境性能割）〕

高齢者や障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、バリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）に係る自動車重量税の特例措置を2年間延長する。

加えて、ユニバーサルデザインタクシーについて、新たな認定レベル（レベル準1）を創設し、特例措置の対象を拡充する。（自動車重量税：2年間、自動車税（環境性能割）：1年間）

◇軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（倉庫業及び鉄道貨物利用運送事業の用途）〔軽油引取税〕

倉庫業者及び鉄道貨物利用運送事業者等が事業に使用するフォークリフト等の動力源の用途に供する軽油にかかる軽油引取税の課税免除の特例措置を3年間延長する。

◇自動車関係諸税の課税のあり方の検討【事項要望】

令和5年度与党税制改正大綱の検討事項を踏まえ、以下所要の検討を行う。

- 日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

■環境省

（地球温暖化対策）

○税制全体のグリーン化

平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持する。

（自動車環境対策）

- 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

（日本自動車会議所まとめ）

4年ぶりに街頭活動を再開

JAF・自動車税制改革フォーラム 21団体でユーザーの税負担軽減を訴える

日本自動車連盟（JAF）をはじめ自動車関係21団体で構成する「自動車税制改革フォーラム」は8月3日、東京・港区のJR田町駅前自動車ユーザーの税負担軽減を訴える街頭活動を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響で見送ってきた街頭活動が行われるのは4年ぶりです。当日は、JAFが自動車ユーザーを対象に8月20日まで実施していた「自動車税制に関するアンケート調査」実施期間の真っ最中。例年、街頭活動は秋に行っていましたが、前倒ししてアンケートへの協力も呼びかけ



ました。4年ぶりに再開された街頭活動は、今秋から全国で本格的に展開される予定です。